

(証券コード 8541)
平成27年6月8日

株 主 各 位

松山市勝山町2丁目1番地

株式会社 **愛媛銀行**

頭 取 本 田 元 広

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第111期 〔平成26年4月1日から平成27年3月31日まで〕 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第111期 〔平成26年4月1日から平成27年3月31日まで〕 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内いたしますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.himegin.co.jp/stockholder/library.html>) に掲載いたします。

第111期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■当行の主要な事業内容、金融経済環境

我が国経済は、消費税増税の影響等で個人消費に弱さがみられましたが、「アベノミクス」の効果もあり大企業製造業を中心に生産高・企業収益の改善傾向がみられ、雇用・所得環境に好循環をもたらすなど、全体として緩やかな回復基調が続いています。

一方で、愛媛県経済は、個人消費はやや弱い動きをみせているものの、企業部門においては、業種ごとの格差はみられますが、全体としての生産活動は緩やかな持ち直しが続いています。

本年、創業100周年を迎える当行では、創業以来の思いやりと助け合いの「無尽の精神」に基づき、幅広い金融サービスを提供してまいりました。これからも、ふるさと銀行として、愛媛県経済の発展に貢献してまいります。

■事業の経過及び成果

このような金融経済環境のもと、当行は、引き続き事業性評価による成長分野への融資と中小企業の経営体質を強化していくための支援に積極的に取り組みました。

平成18年に全国に先駆けて第1次産業の活性化のために「えひめガイヤファンド」を設立するなど、当行はかねてより愛媛県の基幹産業の一つである第1次産業の活性化に努めております。県内の農林水産業者が行う新たな付加価値および事業の創出の取り組みである6次産業化事業についても、積極的に支援し、平成26年5月には、「愛媛ガイヤ成長産業化支援ファンド」において、四国内の地方銀行で初めてとなる第1号の投資先を決定、また、平成26年9月には、農業法人への投資を行う「えひめアグリファンド投資事業有限責任組合」を設立しております。

さらに第5回となりました駅ナカ商談会「メイド・イン愛媛～愛ある逸品ステーション～」を東京 JR 池袋駅で開催し、延べ10万人以上の方々に愛媛の優れた地域産物をアピールして、取引先企業の情報発信と販路拡大に積極的に取り組み、地域経済の活性化に努めました。

預金・譲渡性預金

期末残高は、417億円増加し、2兆2,590億円となり、そのうち個人預金の期末残高は219億円増加し1兆2,497億円となりました。

貸出金

企業の資金需要が上向く中、中小企業等を中心に、期末残高は891億円増加し、1兆4,517億円となりました。

有価証券

市場リスクを抑制しつつ、債券での安定運用に努めました結果、期末残高は478億円増加し5,233億円となりました。

損益状況

資金利益の増加や信用コスト減少により、当期純利益は9億30百万円増加し、52億65百万円となりました。

設備投資

お客様の利便性の向上を図るため、店舗の改装等の設備投資を行いました。

■当行の対処すべき課題

今年度よりスタートする3か年の第15次中期経営計画において掲げている「お客様サービスの向上」「リスク管理態勢の充実」「効率経営の追求」の基本方針のもと、自己資本比率の財務健全性向上に向けて、収益力の強化と経営効率化に引き続き取り組んでまいります。

また人口減少時代が本格的に到来するなか、地方公共団体と緊密な連携をとりながら、地方創生に向けた取り組みを強化してまいります。

当行の目指すべき姿である、「最初に相談される銀行」という愛媛銀行ブランドの確立を目指しながら、「創業100年、“殻を破る”未来への挑戦」をテーマに、既成概念を打ち破る果敢な挑戦を続けてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金 | 19,440 | 17,738 | 18,251 | 18,634 |
| 定期性預金 | 11,600 | 10,607 | 10,438 | 10,392 |
| その他 | 7,840 | 7,130 | 7,813 | 8,241 |
| 貸 出 金 | 13,447 | 13,238 | 13,625 | 14,517 |
| 個人向け | 3,564 | 3,722 | 3,674 | 4,171 |
| 中小企業向け | 6,038 | 5,676 | 5,910 | 6,384 |
| その他 | 3,844 | 3,839 | 4,040 | 3,960 |
| 商品有価証券 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 有 価 証 券 | 4,591 | 5,246 | 4,754 | 5,233 |
| 国 債 | 2,947 | 2,884 | 1,192 | 1,267 |
| 地 方 債 | 638 | 1,106 | 779 | 830 |
| その他 | 1,004 | 1,255 | 2,781 | 3,135 |
| 総 資 産 | 22,781 | 23,224 | 23,783 | 24,389 |
| 内国為替取扱高 | 80,505 | 76,097 | 87,090 | 91,338 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 7,408 | 百万ドル 6,194 | 百万ドル 5,528 | 百万ドル 5,575 |
| 経 常 利 益 | 百万円 7,835 | 百万円 6,817 | 百万円 9,459 | 百万円 9,576 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 3,872 | 百万円 3,627 | 百万円 4,335 | 百万円 5,265 |
| 1株当たりの当期純利益 | 円 銭 21 84 | 円 銭 20 46 | 円 銭 24 46 | 円 銭 29 71 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

| | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数 | 1,357人 | 1,394人 |
| 平 均 年 齢 | 38年1月 | 37年8月 |
| 平 均 勤 続 年 数 | 15年6月 | 15年1月 |
| 平 均 給 与 月 額 | 391千円 | 350千円 |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

| | 当 年 度 末 | | 前 年 度 末 | |
|---------|---------|------|---------|------|
| | 営業店部門 | 本部部門 | 営業店部門 | 本部部門 |
| 使 用 人 数 | 1,040人 | 317人 | 1,061人 | 333人 |

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

| | 当 年 度 末 | | 前 年 度 末 | |
|-------|---------|--------------|---------|--------------|
| 愛 媛 県 | 店 83 | うち出張所 (8) | 店 83 | うち出張所 (8) |
| 高 知 県 | 7 | (-) | 7 | (-) |
| 香 川 県 | 4 | (-) | 4 | (-) |
| 徳 島 県 | 1 | (-) | 1 | (-) |
| 大 分 県 | 1 | (-) | 1 | (-) |
| 広 島 県 | 3 | (-) | 3 | (-) |
| 岡 山 県 | 1 | (-) | 1 | (-) |
| 大 阪 府 | 2 | (-) | 2 | (-) |
| 東 京 都 | 1 | (-) | 1 | (-) |
| 合 計 | 103 | (8) | 103 | (8) |

- (注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を184か所（前年度末184か所）、それぞれ設置しております。

- ロ 当年度新設営業所
該当ありません。
- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

| | |
|---------------|-----|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 648 |
|---------------|-----|

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

| 内 容 | 金 額 |
|-------------------------|-----|
| 研 修 用 施 設 取 得 | 217 |
| 四 国 中 央 市 内 店 舗 用 地 取 得 | 180 |

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況
該当ありません。
- ロ 子会社等の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 |
|-----------------|-------------------|------------------|------------|-----------|------------------|
| ひめぎんビジネスサービス(株) | 愛媛県松山市千舟町5丁目6番地1 | 現金等の精査・整理・集金業務 | 昭和59年7月2日 | 百万円 10 | 100.00 % |
| (株)ひめぎんソフト | 愛媛県松山市南持田町27番地1 | コンピュータシステムの管理・運営 | 昭和59年12月6日 | 30 | 50.00 |
| ひめぎん総合リース(株) | 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地 | リース業務・投資業務 | 昭和61年5月10日 | 30 | 75.00 |
| (株)愛媛ジェーシービー | 愛媛県松山市勝山町2丁目4番地7 | クレジットカード業務・保証業務 | 昭和62年1月29日 | 50 | 90.00 |
| ひめぎんスタッフサポート(株) | 愛媛県松山市勝山町1丁目13番地4 | 人材派遣業務 | 平成20年4月8日 | 30 | 100.00 |

重要な業務提携の概況

- ① 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- ② 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合135組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連751(農林中央、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- ④ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金のサービスを行っております。
- ⑤ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑥ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑦ 四国内第二地銀協地銀4行(当行、香川銀行、徳島銀行、高知銀行)の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑧ ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。
- ⑨ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑩ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。
- ⑪ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出しおよび入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

| 氏名 | 地位 | 担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-----------------|------------------|---------------------------------|-------|-----|
| 中山 紘治郎 | 会長 (代表取締役) | 総理 | - | |
| 本田 元広 | 頭取 (代表取締役) | 統轄、環境経営推進室、ひめぎん情報センター | - | |
| 河野 雅人 | 専務取締役 (代表取締役) | 企画広報部、事務部、監査部、TQC推進担当 | - | |
| 原田 光雄 | 専務取締役 (代表取締役) | 資金証券部、審査第一部、審査第二部、審査第三部 | - | |
| 遠藤 明弘 | 常務取締役 | 公務部、リスク管理部、総務部 | - | |
| 脇水 雅彦 | 常務取締役 | お客様サービス部、金融コンサルティング部、人事部 教育部 | - | |
| 山本 恵三 | 常務取締役 | 営業統括部、個人ローン部 | - | |
| 福富 治 | 常務取締役 | ふるさと振興部、国際部 | - | |
| 木原 盛展 | 取締役 | 審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長 | - | |
| 日野 満 | 取締役 | 今治支店長 | - | |
| 大宿 有三 | 取締役 | 東京支店長 | - | |
| 西川 義教 | 取締役 | 本店営業部長兼県立中央病院出張所長 | - | |
| 有光 秀明 | 取締役 | 新居浜支店長 | - | |
| 門田 真二 | 取締役 | 高知支店長 | - | |
| 大植 隆司 | 取締役 | 三島支店長 | - | |
| 吉野内 直光 | 取締役 (社外取締役) | | - | |
| 森田 邦博 | 常勤監査役 (社外監査役) | | - | |
| 山下 剛志 | 常勤監査役 | | - | |
| 西澤 孝一 | 監査役 (社外監査役) | | - | |
| 関谷 達郎 | 監査役 | | - | |
| (当事業年度中に退任した役員) | | | | |
| 氏名 | 退任時の地位 | 退任日 | | |
| 清水 栄紀 | 専務取締役 | 平成26年6月27日退任 | | |
| 島田 雄二郎 | 常務取締役 | 平成26年6月27日退任 | | |
| 河野 雅人 | 常勤監査役 | 平成26年5月23日辞任 | | |
| 木藤 環 | 取締役 | 平成26年6月27日退任 | | |
| 曾我部 隆司 | 取締役 | 平成27年3月31日辞任 | | |

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支給人数 | 報 酬 等 |
|-------|------|----------|
| 取 締 役 | 20人 | 345 (31) |
| 監 査 役 | 5人 | 33 |
| 計 | 25人 | 379 (31) |

- (注) 1. 報酬等の()欄には、報酬以外の金額を内書しております。
2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等119百万円(内報酬以外31百万円)を含んでおります。なお、株主総会で定められた報酬限度額には使用人報酬等は含んでおりません。
3. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名 | 在任期間 | 取締役会(監査役会)への出席状況 | 取締役会(監査役会)における発言その他の活動状況 |
|----------------|--------|--|---|
| 吉野内直光 (取締役) | 9か月 | 取締役会12回開催のうち 10回出席 | 取締役会において、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行っております。 |
| 森田 邦博 (監査役) | 10年9か月 | 取締役会12回開催のうち 12回出席 監査役会12回開催のうち 12回出席 | 取締役会において、適宜質問し意見を述べ、監査役会において監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 西澤 孝一 (監査役) | 3年9か月 | 取締役会12回開催のうち 10回出席 監査役会12回開催のうち 10回出席 | 取締役会において、適宜質問し意見を述べ、監査役会において監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

(3) 責任限定契約

該当ありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 3 | 22 | - |

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 500,000千株
発行済株式の総数 178,058千株

(2) 当年度末株主数 9,370名

(3) 大 株 主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|-----------------------------|-----------|--------|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口） | 15,658 千株 | 8.82 % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4） | 9,437 | 5.31 |
| 愛媛銀行行員持株会 | 6,047 | 3.40 |
| 株式会社 みずほ銀行 | 4,380 | 2.46 |
| 大王製紙 株式会社 | 3,753 | 2.11 |
| 住友生命保険 相互会社 | 2,999 | 1.69 |
| 損害保険ジャパン日本興亜 株式会社 | 2,995 | 1.68 |
| 株式会社 大和証券グループ本社 | 2,292 | 1.29 |
| 今治造船 株式会社 | 2,150 | 1.21 |
| 三井生命保険 株式会社 | 2,000 | 1.12 |

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

イ 名称 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 伊加井 真弓、加藤 信彦

ロ 報酬等の額 (単位：百万円)

| | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|-------------------------|--------------|-----|
| 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 54 | 10 |

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議いたしております。

- (1) **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 取締役会は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つと位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に全役職員が法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等を定めるほか、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たせる体制を構築する。
 - ② 取締役会は、「ふるさとの発展に役立つ銀行」を経営理念に掲げ、中期経営計画において、「お客様サービスの向上」、「リスク管理態勢の充実」、「効率経営の追求」を基本方針として取り組んでいる。また、6次産業化による1次産業支援や中小企業等の海外進出支援を行うほか、地域の一員として環境保護や動物愛護などの社会貢献活動にも積極的に取り組むため、感性価値創造推進室、東アジア業務推進室、CSR推進室、環境経営推進室を設置している。
 - ③ 取締役会は、社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力に対して、毅然とした対応がなされるよう態勢整備を行う。
 - ④ コンプライアンス全般を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
 - ⑤ 取締役会は、コンプライアンスに関する年次活動計画を決定し、その進捗状況についてリスク管理部から定期的に報告を受ける。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
 - ⑥ 取締役会は、職務執行の適切性を確保するため、法令および定款等の遵守体制、並びに重大な損失の発生を未然に防止するリスク管理態勢等を構築し、監査役はこれを監視・検証を行うほか必要に応じて助言または勧告する。
 - ⑦ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
 - ⑧ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令や文書管理に関する規程等に従い保存・保管を行う。
 - ② 取締役および監査役は、これらの文書を随時閲覧できる。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ① 業務執行に係る信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクをできる限り定量的に把握するとともに、リスク管理を経営の最重要事項の一つと位置づけ、内外の経営環境の変化に対応できる適正な管理と運営が図れるよう、「リスク管理基本規程」およびリスクカテゴリーに応じた管理方針・管理規程を定める。
 - ② リスク管理態勢の運営を統括する部署としてリスク管理部を置き、リスクのカテゴリー毎に主管部等を定め役割と責任を明確化する。また、リスクの全行的把握と経営の健全性を確保するためリスク管理委員会を設置するほか、市場リスクについては、ALM委員会にて分析・検討する。

- ③ リスク管理の実効性を確保するため、定期的に、各リスクの主管部がリスク管理態勢の整備状況を自己評価し、その結果をリスク管理部が取りまとめ取締役会へ報告する。またリスク管理上、重大な問題が生じた場合はリスク管理委員会を招集し、その結果を取締役に報告・付議する。
 - ④ 大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明確にするため緊急時対策基本規程に基づき、マニュアル等を定める。
 - ⑤ 監査部は、リスク管理態勢の監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会は、法令等で定められた事項、経営の基本方針やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役による業務の執行状況を監督する。
 - ② 取締役会が決定した経営の基本方針に基づき迅速かつ効率的な業務を執行するため、取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、経営に関する全般的執行方針、その他取締役会から委任された重要事項を決定する。
 - ③ 取締役は、担当する業務の執行状況について、3か月に1回以上、取締役会に報告する。
 - ④ 取締役および使用人の意思決定および業務執行が、合理的かつ効率的に行われるよう職務権限基準、業務分掌、およびその他の各種規程等を定め、取締役、本部および営業店における各職位の権限と責任を明確にする。
 - ⑤ 将来の事業環境や効率的な経営資源の配分を考慮のうえ中期経営計画および年次予算を策定し、全行的な目標を設定する。本部および営業店においては、その目標達成に向け具体的計画を策定し実行する。
- (5) **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ① 全役職員は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つとして認識し、「コンプライアンスマニュアル」に定められた、法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等に沿って、高い公共性を有する金融グループ(当行および子会社)として社会的責任や使命を適切に果たしていくよう努める。
 - ② コンプライアンス統括責任者を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
 - ③ 取締役会が定めたコンプライアンスに関する年次活動計画を全役職員は着実に実行し、その進捗状況についてはリスク管理部から取締役会へ定期的に報告を行う。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
 - ④ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
 - ⑤ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) **当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 子会社における経営方針および業務の執行が適切なものとなるよう、取締役会と監査役を設置するとともに、親会社から役員を派遣して業務の執行状況を監督する。

- ② 子会社の業務執行状況については、子会社管理規程に基づき企画広報部が報告を受け企業集団として適切な管理を行う体制とする。
 - ③ 子会社においても、親会社に準じ、「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定める。
 - ④ 当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、子会社に対しても当行監査部が監査を行い、子会社の役職員も「企業倫理ホットライン」に直接報告できるものとする。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、頭取は監査役と協議のうえ必要な人員を配置する。
- (8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役職務を補助すべき使用人については、取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の人事異動・考課・懲戒等の処分については監査役会の事前承認を必要とする。
- (9) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ① 取締役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および取締役職務遂行に関して不正行為や法令等に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
 - ② 行内および行外の「企業倫理ホットライン」に通報された情報は、遅滞なく監査役に報告する。
- (10) **その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**
 - ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会およびコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ② 監査役は、監査役会規程および監査役監査規程に基づく独任性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人および監査部と密接な連携を図る。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第111期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| | 科 目 | 金 | 額 |
|---|---------------------------------|--------|--------|
| 経 | 常 収 益 | | 39,332 |
| 資 | 金 運 用 収 益 | 32,485 | |
| | 貸 出 金 利 配 当 益 | 26,188 | |
| | 有 価 証 券 口 金 息 受 入 利 | 3,995 | |
| | コ ー 預 け の 取 入 為 替 手 務 収 入 利 | 73 | |
| | そ の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 143 | |
| 役 | 務 取 入 為 替 手 務 収 入 利 | 2,085 | |
| | 受 入 為 替 手 務 収 入 利 | 4,384 | |
| そ | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 1,133 | |
| | 外 商 品 有 価 証 券 売 却 益 | 3,251 | |
| | 国 債 の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 1,325 | |
| | そ の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 96 | |
| | 株 式 却 債 の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 0 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 1,148 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 81 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 1,136 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 505 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 1 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 629 | |
| 経 | 常 費 用 | | 29,756 |
| 資 | 金 調 達 費 用 | 2,726 | |
| | 預 渡 金 性 借 取 引 金 利 支 払 利 | 1,983 | |
| | 債 券 貸 用 債 約 権 の 付 支 等 手 務 費 用 | 273 | |
| | 社 株 子 他 の 取 入 為 替 手 務 収 入 利 | 5 | |
| | 新 株 子 他 の 取 入 為 替 手 務 収 入 利 | 165 | |
| | そ の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 233 | |
| 役 | 務 取 入 為 替 手 務 収 入 利 | 11 | |
| | 支 払 の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 51 | |
| そ | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 4,417 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 225 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 4,191 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 59 | |
| | の 他 の 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 34 | |
| 営 | 所 業 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 25 | |
| そ | の 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 19,821 | |
| | の 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 2,732 | |
| | の 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 1,662 | |
| | の 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 394 | |
| | の 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 18 | |
| | の 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 41 | |
| | の 他 業 務 替 換 手 務 収 入 利 | 615 | |
| 経 | 特 別 固 定 資 産 減 損 | | 9,576 |
| 特 | 別 固 定 資 産 減 損 | | 5 |
| | 別 固 定 資 産 減 損 | | 187 |
| | 別 固 定 資 産 減 損 | | 35 |
| | 別 固 定 資 産 減 損 | | 151 |
| 税 | 引 前 当 期 純 利 事 業 税 額 計 益 | | 9,394 |
| 法 | 人 税 、 住 民 税 等 純 利 | 3,354 | |
| 法 | 人 税 等 純 利 | 773 | |
| 当 | 期 純 利 | | 4,128 |
| | | | 5,265 |

第111期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|---------------------|-------------|---------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|----------------------------|--------------------------------------|------------------|----------------------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資本 準備 金 | 合 資 本 剰 余 金 計 金 | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金 | | 合 利 益 剰 余 金 計 金 | | |
| | | | | | 積 立 金 | 剰 余 繰 越 利 益 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 19,078 | 13,213 | 13,213 | 5,864 | 31,786 | 5,062 | 42,714 | △227 | 74,779 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 28 | 28 | 28 | | | | | | 57 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △1,063 | △1,063 | | △1,063 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 5,265 | 5,265 | | 5,265 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | △5 | △5 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | △0 | △0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | 112 | 112 | 112 |
| 有形固定資産圧縮積立金の積立 | | | | | | 1 | △1 | - | - |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | | | | 3,500 | △3,500 | - | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 28 | 28 | 28 | - | 3,501 | 813 | 4,315 | △4 | 4,367 |
| 当 期 末 残 高 | 19,107 | 13,242 | 13,242 | 5,864 | 35,287 | 5,876 | 47,029 | △232 | 79,147 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------------------|----------------------------|---|---|-----------------------|
| | 評 価 差 額 金 | 損 延 ヘ ッ 益 ジ | 差 土 地 額 再 評 価 金 額 | 差 評 価 等 ・ 合 換 計 算 | |
| 当 期 首 残 高 | 7,948 | 5 | 7,383 | 15,338 | 90,117 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | | 57 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △1,063 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 5,265 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | △5 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | 112 |
| 有形固定資産圧縮積立金の積立 | | | | | - |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 6,113 | △5 | 230 | 6,339 | 6,339 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 6,113 | △5 | 230 | 6,339 | 10,706 |
| 当 期 末 残 高 | 14,062 | - | 7,614 | 21,677 | 100,824 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいた時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 38年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,085百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35号本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎にする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。なお、この変更に伴う損益等に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,261百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額は1,007百万円、延滞債権額は36,409百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,322百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,752百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,570百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 16,513百万円
担保資産に対応する債務
預 金 3,454百万円
債券貸借取引受入担保金 20,017百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券19,596百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金184百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、228,855百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が225,961百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

| | |
|---------------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。 |

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,952百万円下回っております。

- | | |
|---|--|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,488百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,163百万円 |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 | 11,500百万円が含まれております。 |
| 13. 社債は、劣後特約付社債 | 7,000百万円であります。 |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は | 4,870百万円であります。 |
| 15. 1株当たりの純資産額 | 568円30銭 |
| 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及びその周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 1. 取得原価相当額 | 有形固定資産 3百万円 無形固定資産 0百万円 合 計 3百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 0百万円 合 計 2百万円 |
| 3. 期末残高相当額 | 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 0百万円 合 計 1百万円 |
| 4. 未経過リース料 | 1 年 内 0百万円 |
| 期末残高相当額 | 1 年 超 0百万円 合 計 1百万円 |
| 5. 支払リース料、減価償却費相当額 | 支払リース料 0百万円 減価償却費相当額 0百万円 |
| 6. 減価償却費相当額の算定方法 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
| 17. 関係会社に対する金銭債権総額 | 3,755百万円 |
| 18. 関係会社に対する金銭債務総額 | 37百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 43百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 24百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 15百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | -百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 580百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 981百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | -百万円 |

2. 1株当たりの当期純利益金額 29円71銭

3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額151百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| | | | |
|------|------|----|--------|
| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
| 四国地域 | 寮等 | 土地 | 151百万円 |

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社

| 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業内容 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引金額 (百万円) | 取引の 内容 | 期末残高 (百万円) |
|--------------|--------|--------------|-------------------------|---------------|------------------------|----------------------------------|---------------|------------------|
| (株)愛媛ジェーシービー | 愛媛県松山市 | 50 | クレジット カード業務 ・保証業務 | 90% | ・金銭貸借預金 取引 ・支払承諾 | 保証料の支払 580 代位弁済の 受入 322 | 当行貸出金 の被保証 | 被保証残高 143,762 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証会社である(株)愛媛ジェーシービーは、各商品の保証料率に応じて債務者の弁済能力等を合理的に判断し、保証の諾否を決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末 株 式 数 | 摘 要 |
|------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|-------------------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 626 | 20 | 0 | 646 | 単元未満株式の 買取及び売却 |

2. 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

| | 当事業年度期首残高 | | 当事業年度変動額 | | 当事業年度末残高 | |
|-----------------|-----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 有形固定資産 圧縮積立金 | 33 | 百万円 | 1 | 百万円 | 34 | 百万円 |
| 別途積立金 | 31,753 | 百万円 | 3,500 | 百万円 | 35,253 | 百万円 |

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

| | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円） |
|----------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | 0 |

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------------------|---------|-------------------|--------------|--------------|
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるもの | 国 債 | - | - | - |
| | 地 方 債 | - | - | - |
| | 短 期 社 債 | - | - | - |
| | 社 債 | 3,030 | 3,043 | 13 |
| | そ の 他 | - | - | - |
| | 小 計 | 3,030 | 3,043 | 13 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 国 債 | - | - | - |
| | 地 方 債 | - | - | - |
| | 短 期 社 債 | - | - | - |
| | 社 債 | 2,680 | 2,624 | △56 |
| | そ の 他 | - | - | - |
| | 小 計 | 2,680 | 2,624 | △56 |
| 合 計 | | 5,710 | 5,668 | △42 |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|----------------|-------------------|--------------|--------------|
| 子会社・子法人等株式、出資金 | - | - | - |
| 関連法人等株式 | - | - | - |
| 合 計 | - | - | - |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|----------------|----------------|
| 子会社・子法人等株式、出資金 | 1,261 |
| 関連法人等株式 | - |
| 合 計 | 1,261 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|--------------------------|---------|-------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株 式 | 29,075 | 14,697 | 14,377 |
| | 債 券 | 251,740 | 247,934 | 3,806 |
| | 国 債 | 88,825 | 88,563 | 262 |
| | 地 方 債 | 78,988 | 77,187 | 1,801 |
| | 短 期 社 債 | - | - | - |
| | 社 債 | 83,926 | 82,184 | 1,742 |
| | そ の 他 | 93,682 | 91,408 | 2,273 |
| | 小 計 | 374,498 | 354,041 | 20,457 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 株 式 | 499 | 509 | △9 |
| | 債 券 | 42,923 | 43,022 | △99 |
| | 国 債 | 37,945 | 38,040 | △94 |
| | 地 方 債 | 4,011 | 4,014 | △3 |
| | 短 期 社 債 | - | - | - |
| | 社 債 | 966 | 967 | △1 |
| | そ の 他 | 94,355 | 94,795 | △439 |
| | 小 計 | 137,778 | 138,327 | △548 |
| 合 計 | 512,277 | 492,368 | 19,909 | |

(注) 非上場株式(4,067百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|-------|----------|--------------|--------------|
| 株 式 | 468 | 109 | 17 |
| 債 券 | 60,693 | 1,118 | - |
| 国 債 | 43,070 | 1,028 | - |
| 地 方 債 | 5,808 | 35 | - |
| 社 債 | 11,814 | 54 | - |
| そ の 他 | 7,802 | 397 | 0 |
| 合 計 | 68,963 | 1,625 | 18 |

(注) 修正受渡日基準を採用しております。

6. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は35百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|----------------|----------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損算入限度額超過額 | 8,195百万円 |
| 減価償却損算入限度額超過額 | 197 |
| その他 | <u>2,321</u> |
| 繰延税金資産小計 | 10,714 |
| 評価性引当額 | <u>△5,626</u> |
| 繰延税金資産合計 | 5,087 |
| 繰延税金負債 | |
| 有形固定資産圧縮積立金 | △19 |
| その他有価証券評価差額 | <u>△5,846</u> |
| 繰延税金負債合計 | △5,864 |
| 繰延税金資産の純額 | <u>△776百万円</u> |

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は35.37%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この、税率変更により、繰延税金資産は464百万円減少(繰延税金負債は606百万円減少)し、その他有価証券評価差額金額は604百万円増加し、法人税等調整額は462百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は343百万円減少し、土地評価差額金は同額増加しております。

連結貸借対照表 (平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 358,415 | 預 渡 性 預 金 | 1,860,848 |
| コーローン及び買入手形 | 5,000 | 債券貸借取引受入担保金 | 395,663 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 62,878 | 借 用 金 | 20,034 |
| 商 品 有 価 証 券 | 168 | 外 国 為 替 | 24,666 |
| 有 価 証 券 | 523,407 | 社 債 | 1 |
| 貸 出 金 | 1,450,148 | 新 株 予 約 権 付 社 債 | 7,000 |
| 外 国 為 替 | 11,774 | そ の 他 負 債 | 7,943 |
| リース債権及びリース投資資産 | 6,643 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 12,960 |
| そ の 他 資 産 | 8,027 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 58 |
| 有 形 固 定 資 産 | 30,683 | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 | 1,162 |
| 建 物 | 6,880 | 利 息 返 還 損 失 引 当 金 | 385 |
| 土 地 | 22,527 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 42 |
| リ ー ス 資 産 | 213 | 繰 延 税 金 負 債 | 158 |
| 建 設 仮 勘 定 | 47 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 684 |
| その他の有形固定資産 | 1,013 | 支 払 承 諾 | 4,430 |
| 無 形 固 定 資 産 | 703 | 負 債 の 部 合 計 | 6,742 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 494 | | 2,342,780 |
| リ ー ス 資 産 | 53 | (純 資 産 の 部) | |
| その他の無形固定資産 | 154 | 資 本 金 | 19,107 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 673 | 資 本 剩 余 金 | 13,241 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 6,742 | 利 益 剩 余 金 | 49,676 |
| 貸 倒 引 当 金 | △18,144 | 自 己 株 式 | △232 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 81,793 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 14,425 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 7,614 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △267 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 21,772 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 774 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 104,340 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,447,121 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,447,121 |

連結損益計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|--------|
| 経常収益 | 43,134 |
| 資金運用収益 | 32,923 |
| 貸出金利息 | 26,257 |
| 有価証券利息配当金 | 4,005 |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 73 |
| 預け金利息 | 143 |
| その他の受入利息 | 2,444 |
| 役務取引等収益 | 4,614 |
| その他の業務収益 | 4,420 |
| その他の経常収益 | 1,176 |
| 償却債権取立益 | 2 |
| その他の経常収益 | 1,174 |
| 経常費用 | 32,965 |
| 資金調達費用 | 2,775 |
| 預金利息 | 1,983 |
| 譲渡性預金利息 | 273 |
| 債券借取引支払利息 | 5 |
| 借入金利息 | 213 |
| 社債利息 | 233 |
| 新株予約権付社債利息 | 11 |
| その他の支払利息 | 54 |
| 役務取引等費用 | 3,850 |
| その他の業務費用 | 45 |
| 営業経費用 | 23,300 |
| その他の経常費用 | 2,993 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,702 |
| その他の経常費用 | 1,291 |
| 経常利益 | 10,168 |
| 特別利益 | 5 |
| 固定資産処分益 | 5 |
| 特別損失 | 187 |
| 固定資産処分損失 | 36 |
| 減損 | 151 |
| 税金等調整前当期純利益 | 9,986 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,595 |
| 法人税等調整額 | 787 |
| 法人税等合計 | 4,383 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 5,603 |
| 少数株主利益 | 45 |
| 当期純利益 | 5,558 |

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 19,078 | 13,213 | 45,068 | △227 | 77,133 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 28 | 28 | | | 57 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △1,063 | | △1,063 |
| 当 期 純 利 益 | | | 5,558 | | 5,558 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △5 | △5 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △0 | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 112 | | 112 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 28 | 28 | 4,607 | △4 | 4,660 |
| 当 期 末 残 高 | 19,107 | 13,241 | 49,676 | △232 | 81,793 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 少数株 主持分 | 純資産 合 計 |
|---------------------|------------------|--------------|--------------------|------------------|-------------------|------------|------------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 繰延ヘッジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 退職給付に係 る調整累計額 | その他の包括利 益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 8,118 | 5 | 7,383 | △179 | 15,328 | 688 | 93,149 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | | | | 57 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △1,063 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 5,558 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | △5 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | 112 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 6,306 | △5 | 230 | △87 | 6,444 | 86 | 6,531 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 6,306 | △5 | 230 | △87 | 6,444 | 86 | 11,191 |
| 当 期 末 残 高 | 14,425 | - | 7,614 | △267 | 21,772 | 774 | 104,340 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(2) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎん総合リース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

ひめぎんスタッフサポート 株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 4社
会社名

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 4社
会社名

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいた時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 38年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は当行11,085百万円、連結される子会社及び子法人等185百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積もり、計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 |

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎にする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。なお、この変更に伴う損益等に与える影響は、軽微であります。

未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支払株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,007百万円、延滞債権額は37,723百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,783百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,528百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,570百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 16,513百万円
担保資産に対応する債務
預 金 3,454百万円
債券貸借取引受入担保金 20,017百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券19,596百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は194百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、239,066百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が236,172百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必要しも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 8. 有形固定資産の減価償却累計額 19,573百万円
- 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,163百万円
- 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,870百万円であります。
- 11. 1株当たりの純資産額 583円76銭

(連結損益計算書関係)

- 1. 「その他の経常費用」には、貸入金償却580百万円、株式等償却41百万円及び株式等売却損18百万円を含んでおります。
- 2. 1株当たりの当期純利益金額 31円36銭
- 3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額151百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失 |
|------|------|-----|--------|
| 四国地域 | 寮等 | 土地 | 151百万円 |

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度期首 株 式 数 | 当連結会計年度 増 加 株 式 数 | 当連結会計年度 減 少 株 式 数 | 当連結会計年度末 株 式 数 | 摘 要 |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 177,817 | 240 | － | 178,058 | |
| 合 計 | 177,817 | 240 | － | 178,058 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 626 | 20 | 0 | 646 | 単元未満株式の 買取及び売却 |
| 合 計 | 626 | 20 | 0 | 646 | |

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額 (円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成26年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 531 | 3.00 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |
| 平成26年11月21日 取締役会 | 普通株式 | 531 | 3.00 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案して
おります。

- ① 配当金の総額 532百万円
- ② 1株当たり配当額 3.00円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とする金融サービス事業を行っています。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを考慮し、預金やマーケットから資金調達を行っています。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。また、業務に付随する取引としてデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、運用調達の期間ギャップにより金利の変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には業務に付随する取引として行っている金利スワップ取引及び為替予約取引があります。当行では、これらをヘッジ手段として、貸出金及び預金等に係る金利の変動リスクに対して繰延ヘッジ会計を適用しております。また、為替予約取引をヘッジ手段として、外貨建取引に係る取引をヘッジ対象として、繰延ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当行グループは、当行の信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程等に従い、信用リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。信用リスク管理は、主管部を審査第一部とし、本部各部、営業店で行われて、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。

② 市場リスクの管理

当行グループは、当行の市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程等に従い、市場リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しています。

(i) 金利リスク

金利リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。また、ALM委員会は、毎月リスクに係る情報を分析、検討し、必要に応じ常務会へ提言を行っています。

(ii) 為替リスク

為替リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。当行グループは、為替の変動リスクに関し、実需に基づくカバー取引等を行い適切に管理しています。

(iii) 価格変動リスク

価格変動リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。有価証券等の保有に関しては、半年ごとに市場リスクの限度枠等を設定し、ALM委員会及びリスク管理委員会に付議のうえ、常務会の承認を受けています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関し、取引の執行についてはフロント部門、管理についてはバック部門と業務分離を行い、相互牽制体制を確立しています。また、デリバティブ取引は実需に基づくヘッジ取引を目的に行っており、投機的なポジションは保持していません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループは、銀行業務における「有価証券」の価格変動リスク及び金利リスク、「預金・貸出金」の金利リスクに係る市場リスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）を用いて月次で計測し、半年毎に設定するリスク限度枠の範囲内に収まるように市場リスク量を管理しております。

当行グループのVaRは分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%、保有期間：預金・貸出金・政策投資株式は6カ月、債券・純投資株式等は3カ月）により算出しており、平成27年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,803百万円です。なお、当行グループでは半年毎にバック・テストングを実施し、計測手法の有効性を確認の上、使用することとしております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられない、市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、当行の流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程等に従い、流動性リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しています。主管部を企画広報部及び資金証券部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。また、ALM委員会等を通じて、市場環境を考慮した長短バランスの調整を検討するなど、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 358,415 | 358,415 | - |
| (2) コールローン及び買入手形 | 5,000 | 5,000 | - |
| (3) 買入金銭債権 | 62,878 | 66,346 | 3,468 |
| (4) 商品有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 168 | 168 | - |
| (5) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 5,710 | 5,668 | △42 |
| その他有価証券 | 513,285 | 513,285 | - |
| (6) 貸出金 | 1,450,148 | | |
| 貸倒引当金(※1) | 13,547 | | |
| | 1,436,601 | 1,450,799 | 14,198 |
| (7) 外国為替 | 11,774 | 11,774 | - |
| 資産計 | 2,393,835 | 2,411,459 | 17,624 |
| (1) 預金 | 1,860,848 | 1,861,192 | 344 |
| (2) 譲渡性預金 | 395,663 | 395,663 | - |
| (3) 債券貸借取引受入担保金 | 20,034 | 20,034 | - |
| (4) 借入金 | 24,666 | 24,666 | △0 |
| (5) 外国為替 | 1 | 1 | - |
| (6) 社債 | 14,943 | 15,496 | 553 |
| 負債計 | 2,316,157 | 2,317,054 | 897 |
| デリバティブ取引(※2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | △378 | △378 | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | - | - | - |
| デリバティブ取引計 | △378 | △378 | - |

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金や約定期間が短期間の取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金のうち1年を超える取引については、新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、裏付資産を分析し、元本回収率や配当率等を用いて将来キャッシュフローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(5) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、金利満期が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------|------------|
| ①非上場株式(※1)(※2) | 4,215 |
| ②組合出資金(※3) | 195 |
| 合 計 | 4,411 |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預 け 金 | 334,831 | - | - | - | - | - |
| コールローン及び買入手形 | 5,000 | - | - | - | - | - |
| 買 入 金 銭 債 権 | 7,453 | 55,424 | - | - | - | - |
| 有 価 証 券 | 95,252 | 135,574 | 74,629 | 31,581 | 119,982 | 13,874 |
| 満期保有目的の債券 | 1,475 | 2,597 | 1,640 | - | - | 0 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 93,777 | 132,977 | 72,989 | 31,581 | 119,982 | 13,874 |
| 貸 出 金 (※) | 261,522 | 258,518 | 195,799 | 138,902 | 153,309 | 293,350 |
| 合 計 | 704,058 | 449,517 | 270,429 | 170,484 | 273,291 | 307,225 |

(※) 貸出金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等、償還予定が見込めない38,731百万円、期間の定めのないもの110,014百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金等有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預 金 及 び 譲 渡 性 預 金 | 2,106,638 | 137,786 | 10,240 | 508 | 1,337 | - |
| 借 用 金 | 3,612 | 3,672 | 3,114 | 12,396 | 1,185 | 684 |
| 社 債 | 7,000 | - | - | 7,943 | - | - |
| 合 計 | 2,117,251 | 141,458 | 13,354 | 20,847 | 2,523 | 684 |

(※) 預金のうち、要求払い預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は35.37%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この、税率変更により、繰延税金資産は507百万円減少(繰延税金負債は593百万円減少)し、その他有価証券評価差額金額は621百万円増加し、法人税等調整額は523百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は343百万円減少し、土地評価差額金は同額増加しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成27年 5月18日

株式会社 愛媛銀行
頭 取 本 田 元 広 殿

株式会社愛媛銀行監査役会

| | | |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役(社外監査役) | 森 田 邦 博 | 印 |
| 常勤監査役 | 山 下 剛 志 | 印 |
| 監 査 役(社外監査役) | 西 澤 孝 一 | 印 |
| 監 査 役 | 関 谷 達 郎 | 印 |

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の基本方針、監査業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の基本方針、監査業務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制として、法令に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及び附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第111期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金3円
配当総額 532,233,717円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 4,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、また周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、当行の公告方法を電子公告に変更し、併せて事故その他やむをえない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後適切な人材を広く招聘することができるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第25条(社外取締役との責任限定契約)および第32条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

なお、変更案第25条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 上記変更に伴い、条数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線____は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| (公告方法) | (公告方法) |
| 第5条 当銀行の公告方法は、日本経済新聞ならびに松山市において発行する愛媛新聞に掲載して公告する。 | 第5条 当銀行の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞ならびに松山市において発行する愛媛新聞に掲載して公告する。</u> |
| 第4章 取締役および取締役会 (新設) | 第4章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約) |
| | 第25条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第5章 監査役および監査役会 第25条～第30条 〈条文省略〉 (新設)</p> <p>第31条～第34条 〈条文省略〉</p> | <p>第5章 監査役および監査役会 第26条～第31条 〈現行どおり〉 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限 定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第33条～第36条 〈現行どおり〉</p> |

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役西澤孝一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|--------------------------------------|--|------------|
| にし ざわ こういち 西澤孝一 (昭和23年12月26日生) | 昭和50年4月 愛媛県勤務 平成15年4月 総務部管理局长 平成16年4月 保健福祉部管理局长 平成19年4月 公営企業管理局长 平成20年4月 企画情報部長 平成21年3月 愛媛県退職 平成23年6月 当行監査役 現在に至る | 0株 |

- (注) 1. 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 西澤孝一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西澤孝一氏は、永年に亘る公務経験と幅広い知識と見識を当行の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 西澤孝一氏が原案通り選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成27年3月31日をもって取締役を辞任されました曾我部隆司氏に対し、その在任中の労に報いるため、当行所定の基準にもとづき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|---------|---------------------------|
| 曾我部 隆 司 | 平成26年6月 取締役 平成27年3月 辞任 |

以 上

MEMO